

平成 26 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

ASEAN 主要国及び台湾における特許及び商標の
審査基準・審査マニュアルに関する調査研究報告書
【特許編】

平成 27 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

5. タイ

(DIP: Department of Intellectual Property)

タイにおける特許関連法規

タイにおける特許関連法規は、以下のとおりである。

- ・タイ特許法(B.E.2535(1992年)法律(第2号)及びB.E.2542(1999年)3月21日法律(第3号)により改正されたB.E.2522(1979年)3月11日法律)
1999年9月27日施行¹

特許法は1979年に制定されたが、WTO/TRIPS協定に定められた要件を満たすため、1999年に改正特許法が公布されている(1999年9月に施行)。

- ・タイ特許規則省令(1999年第27号(1999年9月24日公布)²

5. 1 タイ知的財産局で作成されている審査基準関連資料及びその概要

タイ知的財産局(Department of Intellectual Property ; 以下、「DIP」)においては、以下のガイドラインがWEB上で公開されている。タイの知的財産局長の署名をもって正式な発行となるが、以下の審査基準にはいずれも署名がないことから案の段階と言われている。なお、タイの特許制度には、発明特許(特許 ; 以下、「特許」)、小特許(実用新案に相当する ; 以下、「小特許」)、意匠が含まれている。

- ①特許及び小特許審査基準(คู่มือ การตรวจสอบ คำขอรับสิทธิบัตร การประดิษฐ์และอนุสิทธิบัตร ฉบับปรับปรุงใหม่ ปี 2555 ; 以下、「特許審査基準」)³
2012年改訂版

¹ タイ特許法

http://www.ipthailand.go.th/index.php?option=com_docman&task=cat_view&gid=240&Itemid=169

(タイ語)(最終アクセス日: 2015年2月6日)

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/thailand/tokkyo.pdf

(日本語)(最終アクセス日: 2015年2月6日)

² タイ特許規則省令

http://www.ipthailand.go.th/index.php?option=com_docman&task=cat_view&gid=241&Itemid=169

(タイ語)(最終アクセス日: 2015年2月6日)

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/thailand/tokkyo_kisoku.pdf

(日本語)(最終アクセス日: 2015年2月6日)

³ 特許及び小特許審査基準

[http://www.ipthailand.go.th/dmdocuments/Guide to determine the application.pdf](http://www.ipthailand.go.th/dmdocuments/Guide%20to%20determine%20the%20application.pdf)

(タイ語)(最終アクセス日: 2015年2月6日)

http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/ip/pdf/chapter1_patent_petty_patent_screening.pdf

http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/ip/pdf/chapter2_objection.pdf

http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/ip/pdf/chapter3_petty_patent_application.pdf

http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/ip/pdf/chapter4_pct_application.pdf

(JETROによる日本語仮訳、JETRO仮訳中「方式審査」と記載されているものは、本報告では「予備審査」に変更した。)
(最終アクセス日: 2015年2月6日)

概要：

特許審査基準は、特許及び小特許についてのガイドラインである。詳細な基準は、第1章～第4章に記載があり、このうち第3章は小特許に関するものである。

目次(日本語はJETRO 仮訳)：

序
マニュアルの使い方
第1章 特許出願
第1節 予備審査
第2節 サーチ
第3節 実体審査
第2章 特許出願の異議申し立て
第3章 小特許出願
第1節 予備審査
第2節 審査
第3節 サーチ
第4章 国際(PCT)出願の審査

②(ドラフト)化学品及び医薬品における特許及び小特許に対する審査基準(ร่าง คู่มือการตรวจสอบ คำขอรับสิทธิบัตรการประดิษฐ์และอนุสิทธิบัตรทางด้านเคมีและเภสัชภัณฑ์；以下、「化学品及び医薬品の特許審査基準」)⁴

2014年6月19日作成

概要：

本審査基準は、化学品及び医薬品に関連した特許及び小特許についての審査基準であり、当初は①の特許審査基準の一部に含まれていた。①の特許出願基準を公開する際に、第1章から第4章までを公開したが、後日、別途作成された。

化学品及び医薬品の特許審査基準

第1節 化学分野の特許と小特許の出願審査
第2節 医薬品分野の特許と小特許の出願審査

5. 1. 1 審査基準関連資料の法的な位置付け及び法的拘束力

タイで作成されている下記の審査基準は、いずれも法的拘束力はない。

⁴ (ドラフト)化学品及び医薬品における特許及び小特許に対する審査基準
http://www.ipthailand.go.th/en/index.php?option=com_content&view=article&id=1176:2014-06-19-07-13-36&catid=35:patent-manual-instructions-procedures&Itemid=245
(タイ語)(最終アクセス：2015年2月6日)
http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/ip/pdf/chapter5_chemical_medical_application_screening_manual.pdf
(JETROによる日本語仮訳)(最終アクセス日：2015年2月6日)

①特許審査基準

②化学品及び医薬品の特許審査基準

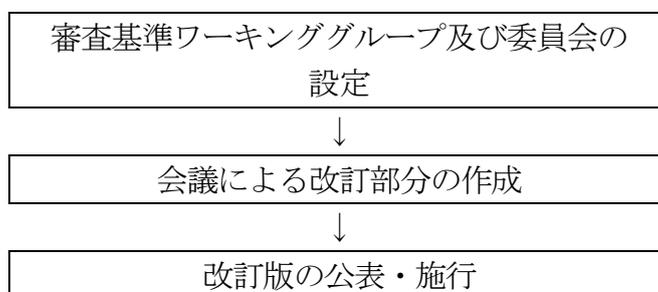
5. 1. 2 審査基準関連資料の作成及び改訂

(1) 審査基準関連資料改訂の理由

審査基準関連資料の改訂理由としては、次の理由が挙げられる⁶。

- ・ 出願人等からの要望
- ・ 審査の統一化、基準の現代化、新技術の基準付け

(2) 審査基準関連資料の改訂の流れ⁷



5. 1. 3 審査基準関連資料の改訂の頻度

上記ガイドラインの更新頻度及び最新の改訂・発行時期は、下記のとおり⁸。

①特許審査基準：不定期／最新の改訂時期：1999年

以前の審査基準が不十分であったために改訂された。

②化学品及び医薬品の特許審査基準：不定期／最新の改訂時期：改訂はされていない

5. 2 審査関連資料の内容について

DIP が作成している審査関連資料において、下記の項目に関する該当箇所は、以下のとおり。特に記載が無い限り、上記①特許審査基準について記載している。

⁵ 知財庁アンケートの回答から得られた情報に基づいて作成した。

⁶ 知財庁アンケートの回答から得られた情報に基づいて作成した。

⁷ 知財庁アンケートの回答から得られた情報に基づいて作成した。

⁸ 知財庁アンケートの回答から得られた情報に基づいて作成した。

5. 2. 1 発明（特許対象・非特許対象／特許事由・不特許事由）

「発明(特許対象・非特許対象／特許事由・不特許事由)」に関する内容は、「第1章第1節 予備審査」の「10. 特許保護を受けられない発明」の以下の項目において説明されている。

第1章第1節 予備審査

10. 特許保護を受けられない発明

10.1 自然に存在する微生物及びその組成物、動物、植物、又は動植物からの抽出物

10.2 科学及び数学の法則及び理論

10.3 コンピュータプログラム

10.4 人間又は動物の病気を診断又は治療する方法

10.5 公の秩序、良俗、衛生又は福祉に反する発明

10.6 第9条に基づく特許保護を受けられない発明に関するガイドライン

「10.1」には、特許法第9条(1)にも規定されているように、植物から抽出された抽出物等は不特許事由となっており、これに基づく審査は、タイの国益を主に考慮するものである。以下のような、認められている基準と国会へ提出された法案の趣旨に基づく基準により審査が行われることが説明されている。

「(1) 発明の要旨において人間が関与していない発明又は発見(Discovery)とみなされるものは、保護を受けられない、及び／又は、

(2) 政府が保護しない政策方針である発明。具体的には以下のとおり。

a) 発明の要旨において人間が関与していない発明又は発見とみなされるもの。

- ・ 自然発生する微生物及びそれらの成分
- ・ 自然に存在する高等な動植物
- ・ 人為的加工を経ない動植物からの抽出物

b) 食糧等への利用目的の場合を除き、新種の高等な動植物に対する保護をしない政策方針がある場合は、その動植物から増殖したものも含む。」

「10.3」に付属する「コンピュータプログラムに関連する発明の審査手順におけるダイアグラム」には、審査手順が図面化されている。

また、「10.4」に付属して、「特許法第9条(4)の解釈に従い保護を受けられない特許請求項の例」が記載されている。

また、「化学品及び医薬品の特許審査基準」の「第2節 医薬品分野の特許と小特許の出願審査」の「3. 医薬分野で保護を受けられない発明」の以下の項目において説明されている。

化学品及び医薬品の特許審査基準

第2節 医薬品分野の特許と小特許の出願審査

3. 医薬分野で保護を受けられない発明

3.1 自然に存在する微生物及びその組成分、動物、植物、又は動植物の抽出物

3.2 人間又は動物の病気を診断、処方又は治療する方法

3.3 医学的な新しい使用の請求

5. 2. 2 産業上の利用可能性・有用性

「産業上の利用可能性・有用性」に関する内容は、「第1章第1節 予備審査」の中の「5. 発明の詳細に関する審査」の中の「5.8 発明の工業、手工業、農業あるいは産業への利用可能性」及び、「第1章第3節 実体審査」の「4. 発明の審査に関する手続」の中の「4.3 産業への利用可能性のある発明」で説明されている。

第1章第1節 予備審査

5. 発明の詳細に関する審査

5.8 発明の工業、手工業、農業あるいは産業への利用可能性

第1章第3節 実体審査

4. 発明の審査に関する手続

4.3 産業への利用可能性のある発明

また、「化学品及び医薬品の特許審査基準」の中の「第1節 化学分野の特許と小特許の出願審査」の「5. 化学分野の産業上の利用可能性」及び、「第2節 医薬品分野の特許と小特許の出願審査」の中の「5. 医薬品の産業上の利用可能性の審査原理」においても説明されている。

化学品及び医薬品の特許審査基準

第1節 化学分野の特許と小特許の出願審査

5. 化学分野の産業上の利用可能性

第2節 医薬品分野の特許と小特許の出願審査

5. 医薬品の産業上の利用可能性の審査原理

第1節の「5」には、産業上利用不可能な事例として、以下のものが説明されている。

「1) 繰り返すことができない

2) 自然法則に反している

3) 調合又は調理法及び、調合又は調理による料理方法

4) 医者の方

5. 2. 3 新規性

(1) クレームに係る発明の認定

a) クレーム解釈の基本的な考え方

「クレーム解釈に関する基本的な考え方」に関する内容は、「第1章第1節 予備審査」の「6. 特許請求項の審査」において説明されている。

第1章第1節 予備審査

6. 特許請求項の審査

「6」には、クレームに基づく権利は「クレームに記載される全発明の構成要素の組み合わせに基づいて保護されるのであり、当該クレームのいずれかの部分に対する権利ではない」旨の記載がある。

b) 特有の表現で特定されたクレームに係る発明⁹

「特有の表現で特定されたクレームに係る発明」に関する内容は、「特許審査基準」には説明されていない。

ただし、「化学品及び医薬品の中の特許審査基準」の中の「第1節 化学分野の特許と小特許の出願審査」の中の「2. 化学分野の発明形態」及び「4. 請求項の明確さの審査」で説明されている。

化学品及び医薬品の特許審査基準

第1節 化学分野の特許と小特許の出願審査

2. 化学分野の発明形態

4. 請求項の明確さの審査

上記の「4」には、例えば、製品の発明の場合、作用、機能、性質、特性、方法又は使用等の化学物質発明の特徴や、化学薬品の組合せ又は化学物質の構造式等発明の特質を示すものが使用できることが説明されている。

⁹ 機能、特性、性質、作用若しくは物の用途を用いてその物を特定しようとする記載又は、製造方法で特定された製品等

(2) 先行技術の認定

a) 先行技術の定義

「先行技術の定義」に関する内容は、「第1章第3節 実体審査」の中の「4. 発明の審査に関する手続」の中の「4.2.1 新規性のある発明」において説明されている。

第1章第3節 実体審査

4. 発明の審査に関する手続

4.2 発明の要旨に関する審査(Substantive Examination)

4.2.1 新規性のある発明

なお、特許法第6条(1)で「国内で他人に広く知られていた発明又は用いられていた発明」は先行技術に該当するが、ここには「外国」が含まれていない。

b) 先行文献の基準日の認定

「先行文献の基準日の認定」に関する内容は、「第1章第3節 実体審査」の「4. 発明の審査に関する手続」の「4.2 発明の要旨に関する審査(Substantive Examination)」の「4.2.1 新規性のある発明」において説明されている。

第1章第3節 実体審査

4. 発明の審査に関する手続

4.2 発明の要旨に関する審査(Substantive Examination)

4.2.1 新規性のある発明

ここには、先行技術の基準日は、対象となる特許出願日(特許法第19条の2により出願日として主張した外国での最初の出願日を含む)より前に公開された文献等を示すことが記載されている。

また、技術水準の一つとして挙げられた「特許法第6条(5)：国内外で特許又は小特許が出願され、その出願が国内の特許出願日より前に公開された発明」は、先行文献となるが、特許文献の最初のページのINID CODE(43)を参照することが説明されている。

c) 引用発明の認定

「引用発明の認定」に関する内容は、「第1章第3節 実体審査」の中の「4. 発明の審査に関する手続」の「4.2 発明の要旨に関する審査(Substantive Examination)」の「4.2.1 新規性のある発明」において説明されている。

第1章第3節 実体審査

4. 発明の審査に関する手続

4.2 発明の要旨に関する審査(Substantive Examination)

4.2.1 新規性のある発明

ここには、出願人が提出した外国で付与された特許に関する書類は新規性判断の材料とされるが、当該外国は実体審査制度を有する国である必要があることが説明されている。

なお、特許法第6条(3)「特許出願日より前に、国内外で特許又は小特許の付与を受けていた発明」について、「出願日」が「優先日」と解釈されない事例が発生しており、タイ出願前に外国で登録された場合には拒絶されるという問題があることが知られている¹⁰。

(3) 新規性の判断

a) 新規性の判断手法

「新規性の判断手法」に関する内容は、「第1章第3節 実体審査」の中の「4. 発明の審査に関する手続」の中の「4.2 発明の要旨に関する審査(Substantive Examination)」の「4.2.1 新規性のある発明(Novelty)」において説明されている。

第1章第3節 実体審査

4. 発明の審査に関する手続

4.2 発明の要旨に関する審査(Substantive Examination)

4.2.1 新規性のある発明(Novelty)

第6条で記載されていない新規性に関する判断基準

- (1)
- (2) (ア)、(イ)
- (3)

「第6条で記載されていない新規性に関する判断基準」の中の(2)には、発明の新規性判断材料として出願人が送付した外国で取得した特許に関する書類を用いて判断することについて、以下のような説明がされている。

「(ア) 実体審査制度を持っている国から発行された特許書類の場合

審査官は、その書類を判断材料として使用するが、審査のための追加サーチ又はその他の書類を要求することができる。信頼性がありかつ(ア)で記述された実体審査制度を持った国から発行された特許書類を用いて、当該書類と審査対象の発明と一致又は同一であるか審査する。もし、外国特許のクレームがタイ特許法に違反する場合、

¹⁰ 特技懇 tokugikon、2011.1.28.no.260 第15頁「タイの特許制度事情とその周辺」S&I International Bangkok Office 社長 井口雅文

出願人に対しそのクレームを除外するように要求する。また、発明の要旨の追加がある場合、出願人に補正するように通知する。

(イ) 実体審査制度を持っていない国から発行された特許書類の場合

審査官は、(ア)に定められる国より発行された特許に関する書類又は実体審査報告書を送付するよう出願人に要求する。実体審査報告書がない場合、出願人は他の組織に実体審査を依頼しなければならない。」

b) 特有の表現で特定されたクレームに係る発明に対する新規性の判断

「特有の表現で特定されたクレームに係る発明に対する新規性の判断」に関する内容は、「特許審査基準」には説明されていないようである。

ただし、「化学品及び医薬品の特許審査基準」の中の「第1節 化学分野の特許と小特許の出願審査」の中の「6. 化学分野の新規性調査」及び、「第2節 医薬品分野の特許と小特許の出願審査」の中の「6. 医薬品関連の発明の新規性の審査」において説明されている。

化学品及び医薬品の特許審査基準

第1節 化学分野の特許と小特許の出願審査

6. 化学分野の新規性調査

6.1 化学物質の新規性調査

6.2 組成物の新規性審査

第2節 医薬品分野の特許と小特許の出願審査

6. 医薬品関連の発明の新規性の審査

6.1 医薬品の特定な性質のある新医薬品の場合、そして手順、工程又はその製品の性質のある薬を製造するための使用

6.2 機能又はパラメータを記載する請求項の場合

(4) グレースピリオド

「グレースピリオド」に関する内容は、「第1章第1節 予備審査」の中の「3. 特許出願の出願願書の審査」の中の「3.8 発明の詳細」及び「第1章第3節 実体審査」の中の「4. 発明の審査に関する手続」の中の「4.2 発明の要旨に関する審査(Substantive Examination)」の「4.2.1 新規性のある発明(Novelty)」の中の「第6条で記述されていない新規性に関する判断基準」において説明されている。

第1章第1節 予備審査

3. 特許出願の出願願書の審査

3.8 発明の詳細

第1章第3節 実体審査

4. 発明の審査に関する手続

4.2 発明の要旨に関する審査(Substantive Examination)

4.2.1 新規性のある発明(Novelty)

第6条で記述されていぬ新規性に関する判断基準

「3.8」には、特許法第19条によれば、「タイ国内において政府機関が主催又は開催許可をした一般に公開された展示会において発明又は発明品を展示した者」が「当該展示会開催初日から12か月以内に出願」したときに、その出願を当該展示会開催初日に出願したものとみなすとされており、担当官は主催又は開催許可をした証拠書類を審査することが説明されている。

5. 2. 4 進歩性

(1) 進歩性の判断に適用される基本的手法

「進歩性の判断に適用される基本的手法」に関する内容は、「第1章第3節 実体審査」の中の「4.2.2 進歩性のある発明」において説明されている。

第1章第3節 実体審査

4. 発明の審査に関する手続

4.2 発明の要旨に関する審査(Substantive Examination)

4.2.2 進歩性のある発明

「4.2.2」には、審査官はクレームが新規性を有することと判断した場合には、進歩性の有無を確認しなければならないことが説明されている。そして、進歩性には、その発明が従来発明と異なっているかが重要であり、その発明の効果が、従来発明で得られる効果と大きく異なっていたら、通常の人ではその発明を思いつくのが不可能であることをその効果自体が証明していることが説明されている。

また、「化学品及び医薬品の特許審査基準」の中の「第1節 化学分野の特許と小特許の出願審査」の中の「7. 化学分野の進歩性のある発明の調査」及び、「第2節 医薬品分野の特許と小特許の出願審査」の中の「7. 医薬品発明の進歩性の審査の基本」の以下の項目においても説明されている。

化学品及び医薬品の特許審査基準

第1節 化学分野の特許と小特許の出願審査

7. 化学分野の進歩性のある発明の調査

7.1 化学物質の進歩性

- 7.2 化学剤の組合せ又は化学方法による進歩性
 - 7.3 選択により得られる発明(Selection)
 - 7.4 技術置換(Diversion)による発明
 - 7.5 組成物の変更による発明
- 第2節 医薬品分野の特許と小特許の出願審査
7. 医薬品発明の進歩性の審査の基本

(2) 先行技術とクレームとの相違点の判断基準

「先行技術とクレームとの相違点の判断基準」に関する内容は、「第1章第3節 実体審査」の中の「4.2.2 進歩性のある発明」において説明されている。

第1章第3節 実体審査

- 4. 発明の審査に関する手続
 - 4.2 発明の要旨に関する審査(Substantive Examination)
 - 4.2.2 進歩性のある発明

ここには、化学分野、電気・物理分野及び工学分野の具体的な出願等を用いて例示されている。

なお、特許法第7条によれば、当該技術分野における通常の知識を有する者において自明でないときは進歩性を有する。「4.2.2」には、「通常の知識を有する者」や「判断方法」について説明されている。

a) 先行技術の組み合わせ

「先行技術の組み合わせ」に関する内容は、「第1章第3節 実体審査」の中の「4.2.2 進歩性のある発明」において説明されている。

第1章第3節 実体審査

- 4. 発明の審査に関する手続
 - 4.2 発明の要旨に関する審査(Substantive Examination)
 - 4.2.2 進歩性のある発明

ここには、サーチ報告書の文献の種類の様子に記載されている文字で判断することが説明されている。当該文字が「Y」であれば、それらの先行技術の技術的特徴を改良することなく併せているだけと判断する旨の説明がされている。

b) 共通の一般的知識の問題

「共通の一般的知識の問題」に関する内容は、「第1章第3節：実体審査」の中の「4.2.2 進歩性のある発明」に説明されている。

第1章第3節：実体審査

4. 発明の審査に関する手続

4.2 発明の要旨に関する審査(Substantive Examination)

4.2.2 進歩性のある発明

ここには、「当該分野における通常の知識を有する者(person having ordinary skill in the pertinent art)」の説明がされている。

c) クレームに記載された発明の効果の取り扱い

「クレームに記載された発明の効果の取り扱い」に関する内容は、「第1章第3節 実体審査」の中の「4.2.2 進歩性のある発明」に説明されている。

第1章第3節 実体審査

4. 発明の審査に関する手続

4.2 発明の要旨に関する審査(Substantive Examination)

4.2.2 進歩性のある発明

「4.2.2」には、発明に進歩性があるとは、当該技術分野の通常の知識を有する者にとって発明が自明でないことであるが、発明の効果が従来発明で得られる効果と大きく異なっていれば、通常の知識を有する者では思いつかないと考えられるため、効果が異なっているかは判断に用いられることが説明されている。

また、発明の効果の例としては、設計や形状の効果(Effect of design/form)、業務負担(task)、単純化(Simplification)等に関するものが挙げられており、化学及び薬学については、製品収量の増加、中間物の毒性低下、薬学的に新しい結果がある等が挙げられている。

化学分野においては、発明にかかる化合物が類似する場合、発明にかかる化合物が予測できなかった又は驚くべき効果を生む場合は進歩性を有することが記載されている。

5. 2. 5 拡大先願・先願

「拡大先願」に関しては規定がない。

「先願」に関する内容は、「第1章第1節 予備審査」の中の「4 発明が同一の場合の特許出願の審査」の以下の項目において説明されている。

第1章第1節 予備審査

4. 発明が同一の場合の特許出願の審査

4.1 出願日が異なる場合

4.2 出願日が同一日の場合

5. 2. 6 記載要件

(1) クレームの記載要件

「クレームの記載要件」に関する内容は、「第1章第1節 予備審査」の「6. 特許請求項の審査」において説明されている。クレームの記載要件は予備審査で審査される。

a) サポート要件

「クレームのサポート要件」に関する内容は、「第1章第1節 予備審査」の「6. 特許請求項の審査」において説明されている。

第1章第1節 予備審査

6. 特許請求項の審査

ここには、クレームが発明の詳細に沿って説明されているか、クレームに記載された発明が発明の詳細に記載されたものよりも広いかが審査されることが説明されている。

b) 明確性の要件

「クレームの明確性の要件」に関する内容は、「第1章第1節 予備審査」の中の「6. 特許請求項の審査」において説明されている。

第1章第1節 予備審査

6. 特許請求項の審査

ここには、クレームを読んで、保護を求める発明の概要が理解できるかが考慮されることが記載されている。具体的例が説明されている。

また、「化学品及び医薬品の特許審査基準」の中の「第1節 化学分野の特許と小特許の出願審査」の「4. 請求項の明確さの審査」においても説明されている。

化学品及び医薬品の特許審査基準

第1節 化学分野の特許と小特許の出願審査

4. 請求項の明確さの審査

ここには、例えば製品の発明の場合、クレームはさまざまな形式(作用、機能、性質等)で特徴を説明できるが、特許法第 17 条(4)の規定によりクレームは明確でなければならぬことが説明されている。

c) その他の要件

クレームの記載要件に関する「その他の要件」に関する内容は、「第 1 章第 1 節 予備審査」の「6. 特許請求項の審査」及び「9. その他の項目の審査」において説明されている。

第 1 章第 1 節 予備審査

- 6. 特許請求項の審査
- 9. その他の項目の審査

(2) 明細書の記載要件

「明細書の記載要件」に関する内容は、「第 1 章第 1 節 予備審査」の中の「5. 発明の詳細に関する審査」及び「9. その他の項目の審査」において説明されている。明細書の記載要件は予備審査で審査される。

a) 実施可能要件

「実施可能要件」に関する内容は、「第 1 章第 1 節 予備審査」の中の「5. 発明の詳細に関する審査」の中の「5.5 発明の完全な公開」において説明されている。

第 1 章第 1 節 予備審査

- 5. 発明の詳細に関する審査
 - 5.5 発明の完全な公開

b) その他の要件

実施可能要件以外の明細書の「その他の要件」に関する内容は、「第 1 章第 1 節 予備審査」の「5. 発明の詳細に関する審査」及び同「9. その他の項目の審査」の以下のよう項目において説明されている。

第 1 章第 1 節 予備審査

- 5. 発明の詳細に関する審査

- 5.1 発明の名称
- 5.2 発明の概要及び目的
- 5.3 発明の技術分野
- 5.4 発明の背景技術
- 5.5 発明の完全な公開
- 5.6 図面の概要
- 5.7 発明の最良の形態
- 5.8 発明の工業、手工業、農業あるいは産業への利用可能性
- 9. その他の項目の審査

「5」には、発明の理解を高めるため並び替えるべき場合を除き、以下の項目をその形式及び順序のまま記載し、審査官はその各事項を理解しなければならないことが説明されている。

- (1) 発明の性質及び目的の記述
- (2) 発明が関連する技術分野の特定
- (3) 発明の理解及び審査に有益となる関連背景技術の表示、並びに関連書類の引用(もしあれば)
- (4) 発明の完全、明確かつ正確な開示であって、それに関する技術分野で通常の知識を有する者が同発明を実施及び使用できるような記載
- (5) 図面(もしあれば)の簡単な説明
- (6) 当該発明の最良の実施態様と発明者が考える態様を、必要に応じ、用例、関連する背景技術及び図面を引用して述べたもの
- (7) 発明の内容から推定できない場合は、産業、手工芸、農業又は商業分野における当該発明の応用手段の例示

「5.7」には、審査官は、何れかの方法が当該発明にとって最良の実施態様(ノウハウ)として発見されたかを審査しなければならないことが説明されている。

5. 2. 7 情報開示義務

「情報開示義務」に関する内容は、「第1章第2節 サーチ」の「1. はじめに」及び、「第1章第3節 実体審査」の中の「4.2.1 新規性のある発明(Novelty)」の中の「第6条で記述されていな新規性に関する判断基準」の(2)において説明されている。

第1章第2節 サーチ

1. はじめに

第1章第3節 実体審査

4. 発明の審査に関する手続

4.2 発明の要旨に関する実体審査

4.2 新規性のある発明(Novelty)

第6条で記述されていない新規性に関する判断基準

(2)

「第1章第2節」の中の「1」及び「第1章第3節」の中の「(2)」には、出願人が外国でクレームされた発明についての審査報告書又は審査の結果を示すその他の書類を、その受領日から90日以内に、タイ語の翻訳と共に提出しなければならない旨の記載がある。

なお、特許法第27条及び特許規則第13条に、出願人は、既に外国で登録された発明について出願をしたときはその審査の報告書等を所定期間内に提出しなければならないこと、提出すべき書類が外国語のときは出願人は当該書類をタイ語の翻訳文と共に提出しなければならないこと、これらに従わないときは出願人は出願を放棄したものとみなすことが規定されている。

5. 2. 8 補正

「補正」に関する内容は、「第1章第1節 予備審査」の中の「12. 特許の補正に関する審査」及び「13. まとめ」の以下の項目に、予備審査における補正について説明されている。また、「第1章第3節 実体審査」の中の「4.2.1 新規性のある発明」の中の「第6条で記載されていない新規性に関する判断基準」の(2)と(3)、及び、「第1章第3節 実体審査」の中の「5. 審査後の手続」に、実体審査における補正について説明されている。

第1章第1節 予備審査

12. 特許の補正に関する審査

12.1 発明の要旨の追加とならない補正

12.2 発明の要旨の追加となる補正

13. まとめ

13.1 特許出願に不備がある場合

第1章第3節 実体審査

4. 発明の審査に関する手続

4.2 発明の要旨に関する実体審査

4.2.1 新規性のある発明

第6条で記載されていない新規性に関する判断基準

(2)、(3)

5. 審査後の手続

「第1章第1節 予備審査」の中の「12.1」には、発明の要旨の追加とならない補正として以下のものが挙げられている。

「・担当官の指示に基づく補正

- ・出願される発明の背景に対する理解を高めるため、発明の背景に関する詳細を加える補正
- ・発明の詳細又は特許請求項に整合させるための補正
- ・より明確且つ簡潔にするための、発明の詳細及び／又は特許請求項の補正
- ・タイ語の言語的原理に基づく誤字、脱字の補正」

「12.2」には、発明の要旨の追加となる補正として、以下のものが説明されている。

- 「・特許出願に記載されている発明の要旨を超えて内容を追加した補正
- ・特許出願の内容の補正であって、当該補正はかかる技術分野における通常の知識を有する人が予想し得ないか、又は特許出願に記載されたことから理解できない補正」

また、「12.2」には、「発明の要旨」に関する事例(中央知的財産・国際取引裁判所の判決方針の事例(訳注：未判決事件番号：IP93/2545))で、「『要旨の追加となる補正』という言葉自体は、要旨の内容を加える、若しくは要旨の内容を変えろという意味がある。文章を削除することは、ある意味で要旨の補正になる可能性がある」ことが紹介されている。

「第1章第3節 実体審査」の中の「第6条で記載されていない新規性に関する判断基準」の中の(2)の(ア)には、出願人から、実体審査制度がある国から発行された特許書類を受けて審査をしたとき、外国で特許を受けたクレームがタイ特許法に違反する場合は、審査官は出願人に当該クレームを除外する補正を要求することが説明されている。

(3)には、審査官が入手したサーチ報告書に基づいて新規性を判断した場合には、先行文献と各クレームとの関係を見て、クレームを限定的なものに補正するよう出願人に通知する旨が説明されている。

なお、特許法第20条には「補正は発明の範囲を拡大してはならない」と規定されている。

5. 2. 9 単一性

「単一性」に関する内容は、「第1章第1節 予備審査」の中の「3.10 原出願」及び、「第1章第3節 実体審査」の中の「4.1 単一性に関する審査(Unity)」において説明されている。

第1章第1節 予備審査

3. 特許出願の出願願書の審査

3.10 原出願

第1章第3節 実体審査

4. 発明の審査に関する手続

4.1 単一性に関する審査(Unity)

「3.10」には、審査官が単一の発明とみなすことができないほどお互いに関連性がない複数の発明を含んでいるときは、審査官は分割するよう通知することが説明されている。ここには単一性の判断基準に関する記載はない。

「4.1」には、審査官は、一出願に単一の概念を構成する関連性のある発明に該当しない複数の異なる発明が含まれていると判断した場合には、分割するよう求めることが説明されている。特許規則(特許法(B.E.2522)に基づく省令第21号(B.E.2542))第5条にも記載されているが、以下のクレームを含むときは同一の発明に関するものとみなされることが説明されている。

- 「(1) 保護対象である製品の独立クレームに加え、その製品の製造方法及び使用方法を記載した他の独立クレーム
- (2) 保護対象である製品の独立クレームに加え、その方法を実施するための手段及び／又は装置に関するクレーム」

なお、単一性について、特許法第18条及び第26条に規定されている。

5. 2. 10 審査・先行技術調査の進め方

特許出願がされると予備審査(特許法第17条、第9条)が行われる。方式要件が満たされないときは拒絶通知をし(特許法第28条(1))、これに対して出願人は補正(特許法第20条)ができる。方式要件が具備されているときは、公開(公告)手数料納付の通知が出され(特許法第28条(2))、出願人が当該手数料を納付すると公開(公告)される。実体審査請求期限は公開(公告)から5年である(特許法第29条)が、公開(公告)の時期は決まっていない。

「審査の進め方」に関する内容は、「マニュアルの使い方」の中のフローチャートに全体の流れが記載されている。

マニュアルの使い方
フローチャート

予備審査については、「第1章第1節 予備審査」の中の以下の項目において、説明されている。

第1章第1節 予備審査

1. はじめに(1.1-1.2)
2. 特許出願の審査項目
3. 特許出願の出願願書の審査(3.1-3.12)
4. 発明が同一の場合の特許出願(4.1-4.2)
5. 発明の詳細に関する審査(5.1-5.8)
6. 特許請求項の審査

7. 図面の審査
8. 発明の要約書の審査
9. その他の項目の審査
11. 秘密として保護される発明
12. 特許の補正に関する審査(12.1-12.2)
13. まとめ(13.1-13.2)

予備審査では、方式的な要件に加え、不特許事由(特許法第9条)、当業者が実施可能な程度に完全・簡潔・明瞭・正確な言葉で示され且つ最良な実施形態が記載された明細書を含むこと(特許法第17条(3))、明確かつ正確な1以上のクレームを含むこと(特許法第17条(4))が審査される。

「3」の中の「3.10 原出願」には、審査官が単一の発明とみなすことができないほどお互いに関連がない複数の発明を含む出願と認めたときは、出願分割するよう通知することが説明されている。

「4」には、複数の者が共同でなく、同一発明について出願した場合について説明されている。審査官は同一か否かについて審査しなければならない。

「5」には、明細書には以下の事項を記載しなければならない、審査官は審査の指針としてこれらを読まなければならないことが説明されている。

- 「(1) 発明の性質及び目的の記述
- (2) 発明が関連する技術分野の特定
- (3) 発明の理解及び審査に有益となる関連背景技術の表示、並びに関連書類の引用(もしあれば)
- (4) 発明の完全、明確且つ正確な開示であって、それに関する技術分野で通常の知識を有する者が同発明を実施及び使用できるような記載
- (5) 図面(もしあれば)の簡単な説明
- (6) 当該発明の最良の実施態様と発明者が考える態様を、必要に応じ、用例、関連する背景技術及び図面を引用して述べたもの
- (7) 発明の内容から推定できない場合は、産業、手工芸、農業又は商業分野における当該発明の応用手段の例示」

「5」の中の「5.5 発明の完全な公開」には、審査官は、明細書について、構成要素である発明の構造及び使用方法又は発明の使用がどのようなものであるかを審査しなければならない、明細書は、当業者が発明を理解でき且つ、実施及び使用できなければならないことが説明されている。

「6」には、クレームは明確且つ正確に記載しなければならない、審査官はクレームが明細書に沿って記載されているか、明確且つ簡潔であるかについて審査しなければならないことが説明されている。

「12」には、出願人が発明の要旨の範囲を超えずに補正を希望する場合には、出願公開前にその旨を申請しなければならない、要旨の追加である場合は審査官は通知書を送付しな

なければならないことが説明されている。

なお、特許規則(特許法(B.E.2522)に基づく省令第22号(B.E.2542))第2条の以下の項目では、以下の予備審査項目が記載されている。

- 「(1) 特許法第17条(発明の名称、発明の特徴・目的の簡単な説明、完全・簡潔・明瞭で最良の形態が示された明細書、クレーム、省令に定める事項)に準拠
- (2) 第9条に基づく特許性のない発明でない
- (3) 出願人が、特許法第10条、第11条、第14条、第15条第1・第2段落、第16条の要件を満たす
- (4) 特許法第65条の3(同一発明について、特許と小特許の両方に出願することはできない)の要件を満たす」

実体審査については、「第1章第3節 実体審査」の以下の項目で説明されている。

第1章第3節 実体審査

1. はじめに
2. 審査請求
3. 新規性に関する審査の手始め
4. 発明の審査に関する手続
 - 4.1 出願の単一性に関する審査(Unity)
 - 4.2 発明の要旨に関する実体審査
 - 4.2.1 新規性のある発明(Novelty)
 - 4.2.2 進歩性のある発明(Inventive Step)
 - 4.3 産業への利用可能性のある発明
5. 審査後の手続

「4.1」には、審査官は、一出願に単一の概念を構成する関連性のある発明に該当しない複数の異なる発明が含まれていると判断した場合には、分割するよう求めることが説明されている。

「4.2」には、審査官は、発明が、特許法第5条で規定されている新規性(特許法第6条)、進歩性(特許法第7条)及び産業上利用可能性(特許法第8条)に合致しているかどうかを審査しなければならないことが説明されている。

なお、「化学品及び医薬品の特許審査基準」の中の「第1節 化学分野の特許と小特許の出願審査」の中の「3. 化学分野の明細書の審査」及び、「第2節 医薬品分野の特許と小特許の出願審査」の中の「4. 医薬品分野の明細書の審査」においても説明されている。

化学品及び医薬品の特許審査基準

第1節 化学分野の特許と小特許の出願審査

3. 化学分野の明細書の審査

3.1 化学製品

3.2 十分な化学的方法である最良の発明実施形態

3.3 十分な化学製品を実施する最良の発明実施形態

第2節 医薬品分野の特許と小特許の出願審査

4. 医薬品分野の明細書の審査

「先行技術調査の進め方」に関する内容は、「第1章第2節 サーチ」の以下の項目において説明されている。

第1章第2節 サーチ

1. はじめに

2. サーチ

2.1 サーチの内容

2.2 サーチに使用する項目

2.3 サーチ方法

3. まとめ

「1」には、サーチは、特許出願公開後、かつ、出願人が当該特許の公開日から5年以内に実体審査請求をしてから行うことが説明されている。また、サーチは、対象となる特許出願の外国出願との関係や出願人により3種類に場合分けした以下の調査方法が説明されている。

「(1) 外国における特許出願日がタイ国内における出願日より先の場合

(2) 特許出願人がタイ国籍を有しない、且つ、外国で同一の発明の特許出願をしていない場合、若しくは、既に外国で当該特許の出願を行ったがDIPに特許出願の審査を希望する場合、又は特許出願人がタイ国籍を有し、最初にタイ王国にて特許出願を行ったものが、DIPに特許出願の審査を希望する場合(「又は」以下については、説明を参考にすると、「特許出願人がタイ国籍を有し、最初にタイ王国にて特許出願を行ったものが、DIPを通じて外国機関又は国内機関に審査を請求する場合」の意味と思われる)

(3) 出願人がタイ国籍を有する上に、最初にタイ国で出願を行った場合」

また、「2.2」には、各種データベースの紹介がされている。ここには、タイ国内だけでなく、米国、日本及び欧州のデータベースが紹介されている。

5. 2. 1 1 優先審査／早期審査

「優先審査／早期審査」に関する内容は、説明されていない。

ただし、「優先審査」については、運用で次のケースにおいて優先審査が行われる¹¹。

- 「(1) 出願公開後、第三者が当該特許においてクレームされた発明を出願人の同意なく実施していた場合、DIPにより当該出願は他の出願に優先して審査される。
- (2) 特許出願人が、外国の審査結果に係る書類を提出した場合、当該出願は他の出願に優先して審査される（日・タイ両特許庁長官による書簡交換）。」

また、タイは日本と特許審査ハイウェイ(2国間 PPH)を締結している(2014年12月末時点)。さらに、タイは、ASPECに加盟している。

5. 2. 1 2 優先権

「優先権」に関する内容は、「第1章第1節 予備審査」の中の「3. 特許出願の出願願書の審査」の中の「3.6 国外からの出願」、「第1章第3節 実体審査」の中の「4.2.1 新規性のある発明」において説明されている。

第1章第1節 予備審査

3. 特許出願の出願願書の審査

3.6 国外からの出願

第1章第3節 実体審査

4. 発明の審査に関する手続

4.2 発明の要旨に関する審査

4.2.1 新規性のある発明(Novelty)

「3.6」には、特許規則(特許法(B.E.2522)に基づく省令第21号(B.E.2542))第10条に記載されているように、優先権主張をするときは、出願人は出願時又は最初の出願から16か月以内に、外国において最初に特許出願した特許等の出願願書に関する詳細を示す出願書類の謄本、当該外国の特許庁が発行した外国においての出願証明書を提出する必要があることが説明されている。審査官は、外国での出願から12か月以内か、特許法第14条に基づく資格を有するか及び所定の書面が提出されているかを審査することが説明されている。

なお、優先権については、特許法第19条の2に規定されている。

¹¹ タイにおける優先審査、早期審査及び情報提供制度の運用実態について
http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai/thailand_jyouhou.htm
(JPO ホームページより)

5. 2. 1 3 特殊出願（分割出願等）

（1）分割出願

「分割出願」に関する内容は、特に項目を設けて説明されていない。

ただし、「第1章第1節 予備審査」の中の「3.10 原出願」、及び、「第1章第3節 実体審査」の中の「4.1 単一出願に関する審査」において簡単に説明されている。

第1章第1節 予備審査
3. 特許出願の出願願書の審査
3.10 原出願
第1章第3節 実体審査
4. 発明の審査に関する手続
4.1 単一出願に関する審査

「3.10」及び「4.1」には、審査官は、一出願に単一の概念を構成する関連性のある発明に該当しない複数の異なる発明が含まれていると判断した場合には、分割するよう通知し、所定期間内に出願された場合は、その分割出願は、最初の出願の日に出願されたものとみなされることが説明されている。

なお、特許法では第26条に規定されている。

（2）その他

「その他」の出願に関する内容は、変更出願について、「第3章 小特許出願」の中の「第1節 予備審査」の中の「16. 出願の種別変更」において説明されている。

第3章 小特許出願
第1節 予備審査
16. 出願の種別変更

なお、特許法では、第65条の4に規定されている。

5. 2. 1 4 存続期間延長

存続期間延長に関する制度はない。

5. 2. 15 特定技術分野

特定の技術分野に関する審査関連資料は、下記のとおり。

(1) コンピュータ・ソフトウェア関連発明

コンピュータプログラム関連発明に関する内容は、「第1章第1節 予備審査」の「10. 特許保護を受けられない発明」の中の「10.3 コンピュータプログラム」において説明されている。

第1章第1節 予備審査

10 特許を受けられない発明

10.3 コンピュータプログラム

「特許法第9条 保護を受けられない発明」の中の第3号に、コンピュータプログラムが規定されている。「10.3」には、コンピュータプログラム自体は特許を受けられないが、機器と何らかの技術的方法とを組み合わせるなどすれば特許出願できる可能性があることが説明されている。

(2) 化学関連発明

「化学関連発明」に関する内容は、「化学品及び医薬品の特許審査基準」の中の「第1節 化学分野の特許と小特許の出願審査」の以下の項目において説明されている。ここには、具体的例が挙げられている。

化学品及び医薬品の特許審査基準

第1節 化学分野の特許と小特許の出願審査

1. はじめに
2. 化学分野の発明形態
 - 2.1 化学物質(Compound)
 - 2.2 組成物(Composition)
 - 2.3 化学的又は物理的パラメータで説明された又は製造方法を規定した化学製品
 - 2.4 化学的方法
 - 2.5 使用
3. 化学分野の明細書の審査
 - 3.1 化学製品
 - 3.2 十分な化学的方法である最良の発明実施形態
 - 3.3 十分な化学製品を実施する最良の発明実施形態
4. 請求項の明確さの審査

5. 化学分野の産業上の利用可能性
6. 化学分野の新規性審査
 - 6.1 化学物質の新規性審査
 - 6.2 組成物の新規性審査
7. 化学分野の進歩性のある発明の審査
 - 7.1 化学物質の進歩性
 - 7.2 化学剤の組合せ又は化学方法による進歩性
 - 7.3 選択により得られる発明(Selection)
 - 7.4 技術置換(Diversion)による発明
 - 7.5 組成物の変更による発明

「1」には、化学分野の特許は他の分野と異なる考慮項目があるため、審査にあたり重要且つ必要な項目が説明されており、ここに記載のない項目は、通常の審査基準で定めたものに従うことが説明されている。

また、「第1章第3節 実体審査」の中の「4.2.2 進歩性のある発明(Inventive step)」の中の「化学分野における発明の進歩性の有無を判断する例」においても説明されている。

第1章第3節 実体審査

4. 発明の審査に関する手続
 - 4.2 発明の要旨に関する実体審査(Substantive Examination)
 - 4.2.2 進歩性のある発明(Inventive step)

化学分野における発明の進歩性の有無を判断する例

(3) 医薬品関連発明

「医薬品関連発明」に関する内容は、「化学品及び医薬品の特許審査基準」の中の「第2節 医薬品分野の特許と小特許の出願審査」において説明されている。ここには、具体的例が挙げられている。

化学品及び医薬品の特許審査基準

第2節 医薬品分野の特許と小特許の出願審査

1. はじめに
2. 定義
3. 医薬分野で保護を受けられない発明
 - 3.1 自然に存在する微生物及びその組成分、動物、植物、又は動植物の抽出物
 - 3.2 人間又は動物の病気を診断、処方又は治療する方法
 - 3.3 医学的な新しい使用の請求
4. 医薬品分野の明細書の審査

5. 医薬品の産業上の利用可能性の審査原理
6. 医薬品関連の発明の新規性の審査
 - 6.1 医薬品の特定な性質のある新医薬品の場合、及び手順、工程又はその製品の性質のある薬を製造するための使用
 - 6.2 機能又はパラメータを記載する請求項の場合
7. 医薬品の発明の進歩性の審査の基本

「1」には、医薬品分野については、タイが加盟している条約・協定とのバランスを考慮して、基準が作成され、ここに記載のない項目は、通常の審査基準で定めたものに従うことが説明されている。

(4) 生物関連発明

「生物関連発明」に関する内容は、「第1章第1節 予備審査」の中の「3. 特許出願の出願願書の審査」の中の「3.7 微生物関連の発明」及び「10. 特許を受けられない発明」の中の「10.1 自然に存在する微生物及びその組成物、動物、植物、又は動植物からの抽出物」において説明されている。

第1章第1節 予備審査

3. 特許出願の出願願書の審査
 - 3.7 微生物関連の発明
10. 特許を受けられない発明
 - 10.1 自然に存在する微生物及びその組成物、動物、植物、又は動植物からの抽出物

「3.7」には、審査官は、当該発明の微生物が一般的に知られている微生物であるかどうか、当該技術分野における通常の技術を有する者が容易に理解して生成できる微生物であるかどうかについて審査をしなければならないことが説明されている。

なお、「特許法第3条 特許を受けられない発明」の中の第1号に、自然に存在する微生物及びその組成物、動物、植物、又は動植物からの抽出物が規定されている。

(5) その他の特定技術分野

「その他の特定技術分野」に関する内容は特に説明されていない。

ただし、「第1章第3節 実体審査」の中の「4. 発明の審査に関する手続」の中の「4.2 発明の要旨に関する実体審査(Substantive Examination)」の中の「4.2.2 進歩性のある発明(Inventive step)」の中に「電気・物理分野における発明の進歩性の有無を判断する例」及び「工学分野における発明の進歩性の有無を判断する例」が簡単に説明されている。

第1章第3節 実体審査

4. 発明の審査に関する手続

4.2 発明の要旨に関する実体審査(Substantive Examination)

4.2.2 進歩性のある発明(Inventive step)

電気・物理分野における発明の進歩性の有無を判断する例

工学分野における発明の進歩性の有無を判断する例

5. 2. 16 国際出願 (PCT 出願)

国際出願(PCT 出願)に関する内容は、「第4章 PCT 出願の審査」において説明されている。本章に含まれる項目は以下のとおりである。

第4章 PCT 出願の審査

1. 序文

2. PCT 出願

3. PCT 出願の出願受理

4. PCT 出願の予備審査

5. PCT 出願の発明の審査

6. タイでの PCT 出願の受理場所

「4」では、出願人が DIP に対し最初の出願後 30 か月満了前に国際出願の手続を遂行する上申書を提出し、DIP がこれを審理し国際出願の手続を遂行するべきであると判断した場合には、審査官は国際出願が特許法第 17 条の要件を満たすか、国際出願の発明が特許法第 9 条の特許の保護を受けないものに該当しないを審査することが説明されている。

5. 2. 17 実用新案

実用新案に相当する小特許に関する内容は、「第3章 小特許出願」において説明されている。本章に含まれる項目は以下のとおりである。

第3章 小特許出願

第1節 予備審査(1-17)

第2節 審査(1-7)

第3節 サーチ(1-3)

「第1節 予備審査」の中の「1. はじめに」の中の「1.1 新規出願の審査」には、小特許の予備審査では、特許出願の予備審査で行われた項目に加えて、以下の項目が審査されることが説明されている。小特許は、実体審査を受けずに、予備審査のみで登録される。

「(1) 特許又は小特許の出願日前に、国内で特許あるいは小特許として出願されたこと

の無い発明(第 65 条の 3、第 7 条の 5、及び省令)

(2) 第 65 条の 4 に基づく公開前に特許出願の種類変更を申請しているかどうか

(3) 小特許出願される発明は、同一の発明概念を構成する関連性がある(第 18 条、第 26 条、及び省令を準用する第 65 条)

上記の(1)及び(3)に関しては、「第 1 節 予備審査」の中の「12. 特許あるいは小特許として出願されたことのない発明」及び「13. 単一の発明」の中にそれぞれ説明されている。また、(2)に関連して、「第 1 節 予備審査」の中の「16. 出願の種別変更」についての説明がされている。

実体審査については、「第 2 節 審査」において説明されている。小特許の場合の審査請求は、小特許の付与後に利害関係人が特許法第 65 条の 2 に基づく条件(新規性及び産業上の利用可能性)を満たすかどうかの審査請求をする場合(特許法第 65 条の 6)、又は、小特許の付与の公告がされた日から 90 日以内に特許法第 77 条の 7(ダブルパテント)に基づいて審査請求する場合とがある。

「1. はじめに」には、審査の要点として以下の 3 点が挙げられている。

「(1) 新規の発明(特許法第 65 条の 2 第 1 項及び第 65 条の 6)

(2) 産業への利用が可能な発明(第 65 条の 2 第 2 項及び第 65 条 6)

(3) 第 77 条の 7 に基づく審査請求権」

実体審査では、進歩性の判断は行われたい。

(3)に関しては、「第 2 節 審査」の中の「7. 第 77 条の 7 に基づく審査請求」において以下のような説明がされている。同一内容について同一出願日の特許又は小特許がされた場合に、所定期間内に、小特許出願人、小特許所有者、特許出願人又は特許権者は、審査官に当該特許又は小特許が特許法第 65 条の 3 の規定に合致しているか否かの審査請求ができる。もし、特許法第 65 条の 3 に違反していると判断すれば、当該出願人等に、いずれかが独占的権利を有するか、共同で権利を有するかの合意を行わせるために通知をする。所定期間内に合意ができないときは、その発明はその当事者らが共同で権利を有するとみなされることが説明されている。

また、無効審判制度はないが、第 65 条の 2(小特許は新規であり産業上利用可能な発明に対して付与される)等を無効の理由として、小特許の取消を裁判所に請求できる(第 65 条の 9)。進歩性については請求理由の対象となっていない。

なお、特許法では、第 III 章の 3(第 65 条の 2～第 65 条の 10)に小特許について規定されており、特許に関する規定のかなりの部分を準用している。

https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/vietnam/sangyou_syourei.pdf#search=%E7%94%A3%E6%A5%AD%E8%B2%A1%E7%94%A3%E6%A8%A9%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E7%9F%A5%E7%9A%84%E8%B2%A1%E7%94%A3%E6%B3%95%E3%81%AE%E4%B8%80%E9%83%A8%E6%9D%A1%E9%A0%85%E3%82%92%E8%A9%B3%E7%B4%B0%E3%81%AB%E8%A6%8F%E5%AE%9A%E3%81%97%E3%80%81%E3%81%9D%E3%81%AE%E6%96%BD%E8%A1%8C%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%82%92%E6%8F%90

(日本語) (最終アクセス日:2015年2月5日)

(3) 審査基準関連資料

- ・ 特許出願審査ガイドライン(2010年3月31日付け首相決定第487号(Decision 487/QĐ-SHTT)) (QUY CHẾ THẨM ĐỊNH ĐƠN ĐĂNG KÝ SÁNG CHẾ(Ban hành kèm theo Quyết định số 487/QĐ-SHTT ngày 31/3/2010 của Cục Trưởng Cục Sở hữu trí tuệ))

[http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwSelectImageResourceUrl/4998105C52A107FF4725772E00343118/\\$FILE/QUY%20CHE%20SANG%20CHE.pdf](http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwSelectImageResourceUrl/4998105C52A107FF4725772E00343118/$FILE/QUY%20CHE%20SANG%20CHE.pdf)

(ベトナム語) (最終アクセス日:2015年2月5日)

5. タイ

(1) 知的財産庁

- ・ Department of Intellectual Property(DIP)

<http://www.ipthailand.go.th/>

(2) 特許関連法規・規則等

- ・ タイ特許法(B.E.2542(1999年)3月21日法律(第3号)により改正された B.E.2522 (1979年)3月11日法律 1999年9月27日施行)

http://www.ipthailand.go.th/index.php?option=com_docman&task=cat_view&gid=240&Itemid=169

(タイ語) (最終アクセス:2015年2月6日)

<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/thailand/tokkyo.pdf>

(日本語) (最終アクセス:2015年2月6日)

http://www.ecap-project.org/sites/default/files/IP_Legislation/TH_patent_act-42%20th_0.pdf

(英語) (最終アクセス:2015年2月6日)

- ・タイ特許規則省令(1999 年第 27 号(1999 年 9 月 24 日公布))
http://www.ipthailand.go.th/index.php?option=com_docman&task=cat_view&gid=241&Itemid=169
 (タイ語)(最終アクセス日:2015 年 2 月 6 日)
http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/thailand/tokkyo_kisoku.pdf
 (日本語)(最終アクセス日:2015 年 2 月 6 日)

(3)審査基準関連資料

①基準 特許及び小特許審査

- http://www.ipthailand.go.th/dmdocuments/Guide_to_determine_the_application.pdf
 (タイ語)(最終アクセス日:2015 年 2 月 6 日)
http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/ip/pdf/chapter1_patent_petty_patent_screening.pdf
http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/ip/pdf/chapter2_objection.pdf
http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/ip/pdf/chapter3_petty_patent_application.pdf
http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/ip/pdf/chapter4_pct_application.pdf
 (JETRO による日本語仮訳)(最終アクセス日:2015 年 2 月 6 日)

②(ドラフト)化学品及び医薬品における特許及び小特許に対する審査基準

- http://www.ipthailand.go.th/en/index.php?option=com_content&view=article&id=1176:2014-06-19-07-13-36&catid=35:patent-manual-instructions-procedures&Itemid=245
 (タイ語)(最終アクセス:2015 年 2 月 6 日)
http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/ip/pdf/chapter5_chemical_medical_application_screening_manual.pdf
 (JETRO による日本語仮訳)(最終アクセス日:2015 年 2 月 6 日)

6. マレーシア

(1)知的財産庁

- ・Malaysian Intellectual Property Office (MyIPO)
<http://www.myipo.gov.my/>

(2)特許関連法規・規則等

- ・2006 年特許法(2006 年法律 A1264 により改正された 1983 年法律 291)2006 年 8 月 16